

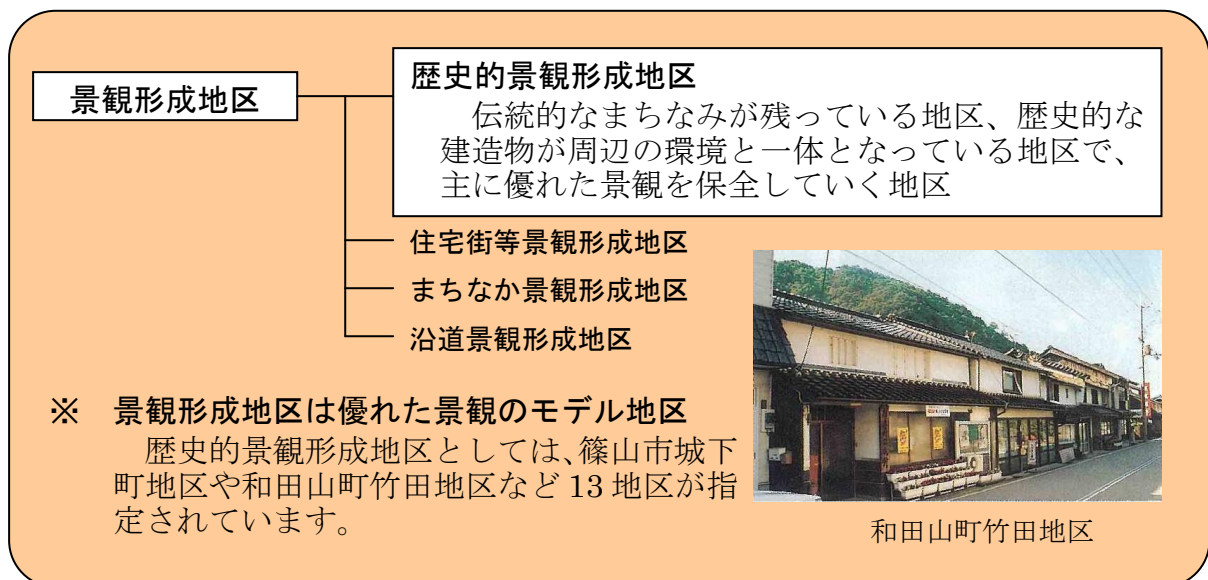
景観形成地区指定による景観まちづくりのすすめ ～兵庫県「景観の形成等に関する条例（景観条例）」～

■はじめに

景観条例は、兵庫県が持つ恵まれた自然や歴史と調和した美しいまちなみや風景を創造または保全し、魅力ある景観の形成をはかることをねらいとしています。

■景観形成地区とは

景観条例に基づき、優れた景観を創造または保全する必要がある地区として指定するもので、その地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定めます。



■景観形成地区に指定されると

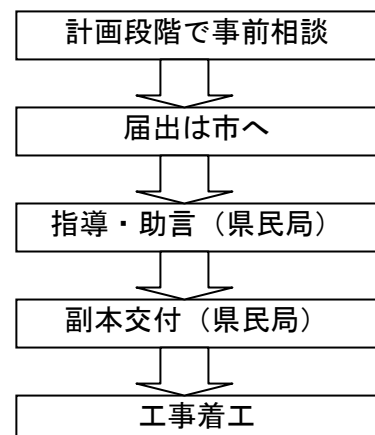
景観形成地区の優れた景観の創造と保全のために、住民の皆さんには次のことをお願いします。

①景観形成基準に基づいた建築物の建築

建築物などの規模、意匠、材料、色彩に関するルール（景観形成基準）についての遵守をお願いします。

②届出手続

建築物などの新築、増改築や屋外自動販売機の設置を行う時には、県に届出が必要となります。（計画図面を添付した届出を市へ提出します。届出は市から県民局に送付されます。）



■景観形成地区に指定された場合の景観まちづくりのお手伝い

(財)兵庫県まちづくり技術センターでは、景観形成地区に指定された地区内において、建築物や門塀の外観に係る工事費などに対し助成を行っています。

「景観形成支援事業」(修景助成)

- ・ 建築工事の外観(屋根、外壁など)にかかる工事費
- ・ 門、塀、かき、柵の工事費 など

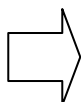
景観形成基準に適合し、通常の工事よりも費用負担が生じる場合



工事費に対する一定の率、上限額により助成を実施

【助成の事例】

- ・ 基準を遵守し、周囲と調和のとれた外観とするために特に配慮をして費用を要する場合
→ 一般助成：外観の工事費の1/3、上限 75 万円
(建築工事費 上限 50 万円+門塀等工事費他 25 万円)
- ・ 伝統的工法や意匠を多く取り入れた外観とし、歴史的なまちなみとの調和を図るために特に配慮をして費用を要する場合
→ 中間助成：外観の工事費の1/3、上限 150 万円
(建築工事費 上限 120 万円+門塀等工事費他 30 万円)
- ・ 伝統的工法や意匠による修理・復元のために特に配慮をして費用を要する場合
→ 重要助成：外観の工事費の1/3、上限 330 万円
(建築工事費 上限 270 万円+門塀等工事費他 60 万円)



※ 内容により、助成額は上限額以下となる場合があります。

■修景助成を受けるには

図面や工事見積書などを添付した申請書を市へ提出します。(申請書は、市から県民局を経由し、(財)兵庫県まちづくり技術センターへ提出されます。)

